

第5期介護保険事業（支援）計画の策定
準備及び地域支援事業の見直しに係る
会議資料《介護予防事業関係》

平成22年10月27日

厚生労働省老健局老人保健課

目次

	(頁)
I 説明資料	1
II 参考資料	
1. 地域支援事業実施要綱の改正に係る介護予防事業のQ&A	23
2. 介護予防に係る二次予防事業の流れ	25
3. プログラム参加の適否について医師の判断を求める場合の基準(案)	26
4. 介護予防ケアマネジメントについて：情報共有様式(案)	27

(注)会議資料の内容については、現時点での予定であり、今後変更があり得る。

第5期介護保険事業(支援)計画の策定準備及び
地域支援事業の見直しに係る会議

地域支援事業実施要綱等の見直しに伴う
今後の介護予防事業について

平成22年10月27日

厚生労働省 老健局 老人保健課

本日の内容

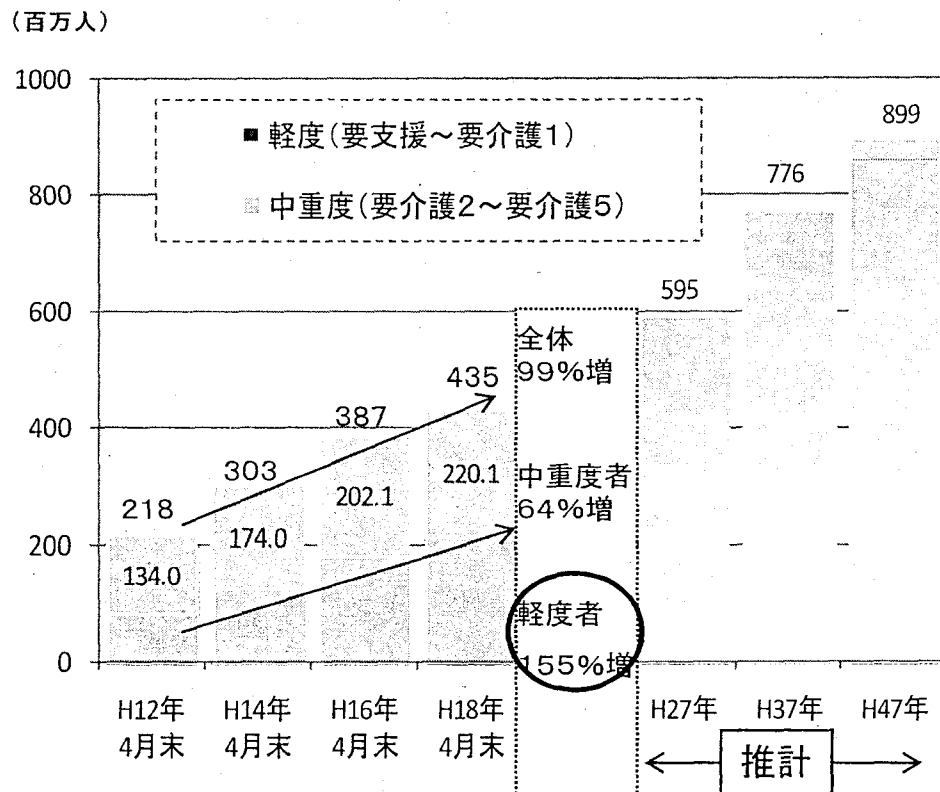
- 1 介護予防事業の見直しの主な内容
- 2 見直し後の二次予防事業の流れ
(全国から多く頂いた質問にこたえて)
 - プログラム参加の適否について医師の判断を求める場合の基準について
 - 二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメントについて
- 3 介護予防事業の効果的な事例について
- 4 二次予防事業対象者等の通称について

介護予防事業導入の経緯（平成18年度創設）

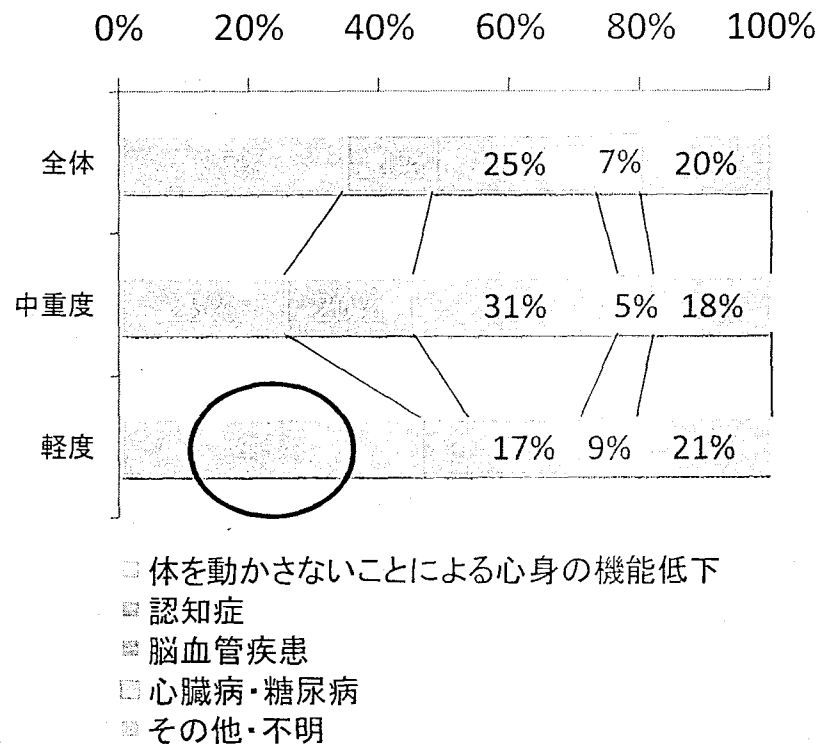
- 軽度の認定者（要支援・要介護1）の大幅な増加。
- 軽度者の原因疾患の約半数は、体を動かさないことによる心身の機能低下。

定期的に体を動かすことなどにより予防が可能！

要介護度別認定者数の推移



要介護度別の原因疾患



介護予防事業の概要

- 要介護状態等ではない、高齢者に対して、予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業として、市町村が実施。
- 事業は、要介護状態等となるおそれのある高齢者とその他に分類してサービスを提供している。
- 平成22年度予算額 176億円（国費ベース。国1/4、都道府県1/8、市町村1/8、保険料（1号2/10、2号3/10））

一次予防事業 （旧一般高齢者施策）

【対象者】
高齢者全般

【事業内容】

- 介護予防普及啓発事業
 - ・講演会等開催
 - ・パンフレット作成 等
- 地域介護予防支援事業
 - ・ボランティア育成
 - ・自主グループ活動支援 等

二次予防事業 （旧特定高齢者施策）

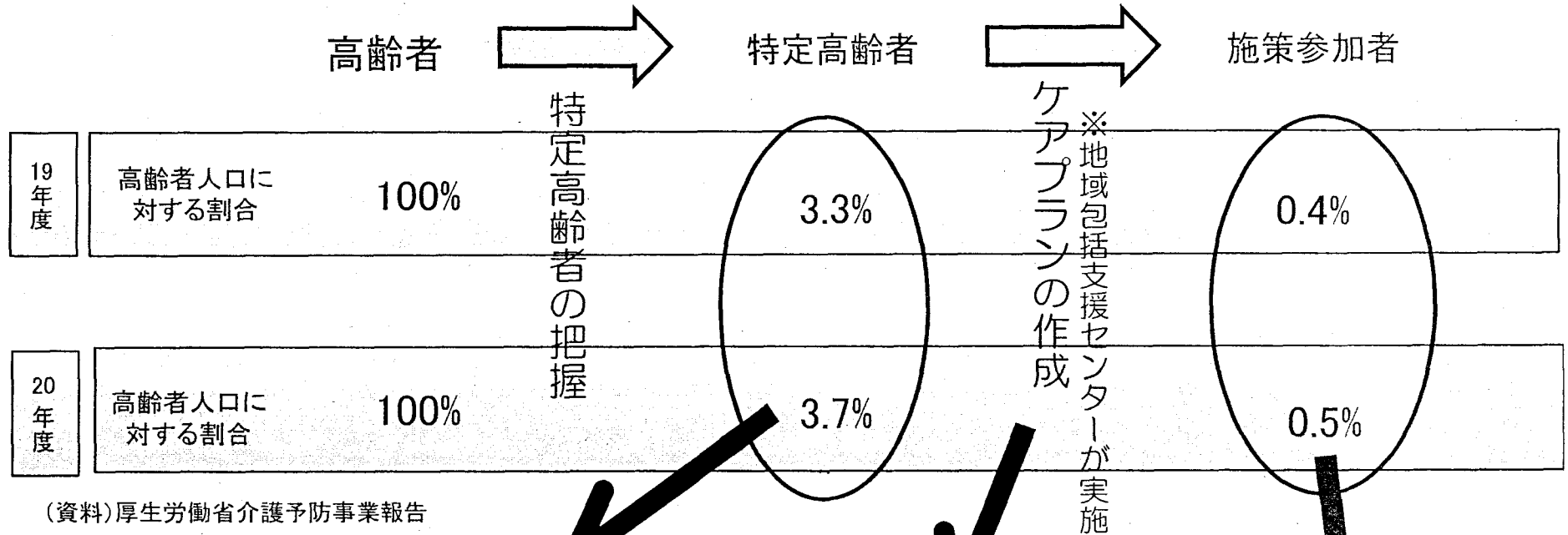
【対象者】
要介護状態等となるおそれのある
高齢者

【事業内容】

- 通所型介護予防事業
 - ・運動器の機能向上プログラム
 - ・栄養改善プログラム
 - ・口腔機能向上のプログラム 等
- 訪問型介護予防事業
 - ・閉じこもり、うつ、認知症への対応
 - ・通所が困難な高齢者への対応 等

介護予防事業の課題

目標	高齢者人口に対する割合	100%	8~12%	5%
----	-------------	------	-------	----



(資料)厚生労働省介護予防事業報告

課題1
 ○ハイリスク者の把握が不十分
 ○健診による把握に要する費用負担大(※1)

課題2
 ○ケアプランに係る業務負担が大きい(※2)

課題3
 ○魅力あるプログラムの不足
 ○特定高年齢者施策への参加率が低い

※1 介護予防事業(176億円(国費))のうち、約50%が把握に要する費用

※2 地域包括支援センターの約40%がケアプランに係る業務

介護予防事業の見直しについて①

課題1

ハイリスク者の把握が不十分
健診による把握に要する費用負担大

※介護予防事業(176億円(国費))のうち、
約50%が把握に要する費用



対応

例えば、対象者の選定方法を健診に代えて高齢者のニーズを把握するための調査を活用する方法に見直すなど、事業の効率化を図る。

- ◆ 二次予防事業については、「健診等に多くの労力を要して非効率的な二次予防事業(旧特定高齢者施策)は簡素化し、介護予防事業の充実を図るべき」との声が寄せられていたところ※。健診に多くの予算が使われ、介護予防事業の費用が少なくなっている現状があった。

※「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直しに関するご意見募集の結果について」(平成22年2～3月)

- ◆ これらの課題に対応するにあたり、見直し後、すぐに現場が対応することが困難である一方、少しでも早い見直しを望む自治体に取り組めるよう、年度途中ではあるが、一定の見直しを行った。
- ◆ 二次予防事業は、主として要介護状態等となるおそれの高い方をターゲットとしているが、特に閉じこもり等で機能低下の発見が遅れがちな対象者には、積極的にアプローチをしていくことが重要である。その方法の一つとして、今回の見直しでは、可能な限り基本チェックリストを全数配布し、未回収者への電話・訪問等を推奨している。
- ◆ 基本チェックリストの配布に際し、効率的な配布方法の実施(ニーズ調査と一体的に行うなど)、回収率を上げるための工夫や、未回収者への対応方策の検討を行う必要がある。

介護予防事業の見直しについて②

課題②

ケアプランに係る業務負担大

※地域包括支援センターの約40%が
ケアプランに係る業務



対応

介護予防事業におけるケアプランについては、必要と認められる場合に作成できるものとし、ケアプラン作成の必要がない場合には施策前・施策後に事業実施担当者と情報共有することにより替えることができることとするなど、事業の効率化を図ることとする。

9

- ◆ 地域包括支援センターは、地域包括ケアを実現するための中心的な役割を担うものであり、地区診断等を積極的に行い、対象者の情報を把握する必要がある。
- ◆ 介護予防ケアプランは、必要に応じて作成することとなったが、二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメントは、引き続き全対象者に実施することが必要かつ重要である。
- ◆ 介護予防ケアプランの作成の要否の基準および、介護予防ケアプランを作成しない場合の介護予防ケアマネジメントの内容、様式等については、市町村において、地域の実情に即した適切な基準を設定できる。(標準例を利用するか否かは任意)

介護予防事業の見直しについて③

課題③

魅力あるプログラムの不足
特定高齢者施策への参加率が
低い

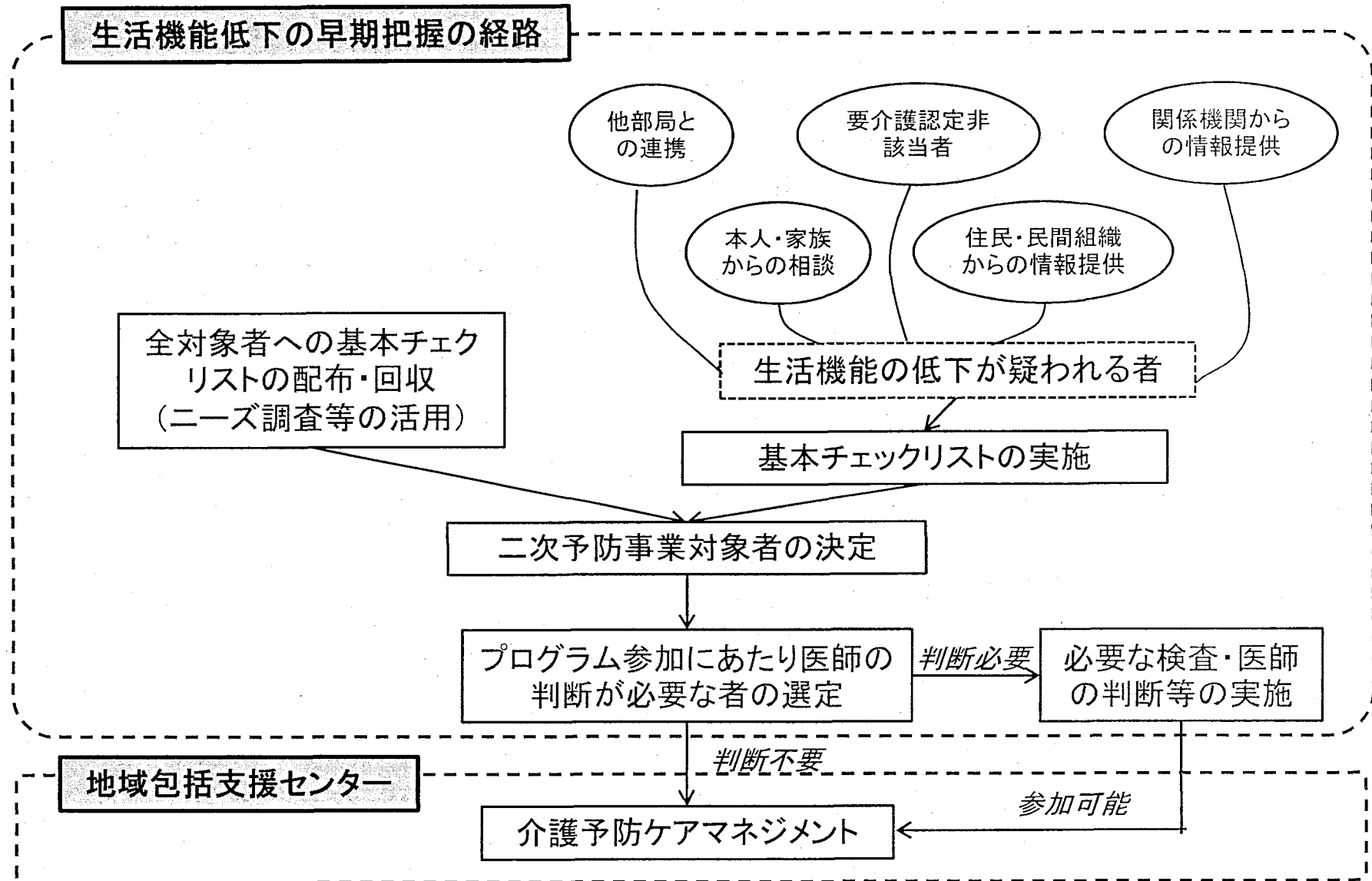


対応

より高齢者のニーズに合ったものに見直し、事業の充実を図ることとする。

- ◆ プログラムの設定にあたっては、運動・口腔・栄養のプログラムを組み合わせた複合プログラムを実施することにより、内容が充実し、利用が進むとともに、機能改善については相乗的な効果が見込まれる。
各地域において、創意工夫をこらしたプログラムの実施にあたっていただきたい。
※栄養及び口腔プログラムに、運動プログラムを附加した複合プログラムの効果を、「介護予防実態調査分析支援事業」において検証中であり、平成23年度にはマニュアル作成を予定している。
- ◆ 事業への参加を促す方法の工夫、例えば、一次予防事業で広く参加者を募ったり、試行的に参加する会を設定する、楽しく、興味を惹くプログラムであることのPR等も重要である。
※「介護予防実態調査分析支援事業」において、一般高齢者の介護予防教室を活用した介護予防事業対象者の把握において、従来の方法と比較して、1.8倍の特定高齢者の候補者が得られた。

介護予防に係る二次予防事業の流れ①



介護予防に係る二次予防事業の流れ②

